

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	福崎町 子ども子育て支援システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福崎町は、子ども子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福崎町長

公表日

平成31年3月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども子育て支援に関する事務
②事務の概要	○子ども・子育て支援法、児童福祉法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律その他関係法令及び条例等に基づき、事務を行う。 ○特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。
③システムの名称	子ども子育て支援システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
①子ども子育て支援情報ファイル ②宛名特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第8項、94項、別表第一主務省令第8条、68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条、別表第二の第13項、116項、別表第二主務省令第10条の3、59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福崎町教育委員会 学校教育課
②所属長の役職名	学校教育課長 岩木 秀人
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福崎町 総務課 情報公開・個人情報保護担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	679-2280 兵庫県神崎郡福崎町南田原3116番地の1 TEL:0790-22-0560(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年3月25日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年3月25日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		・サービス検索・電子申請機能での届出等の受理に関する事務 ※追加	事前	子育てワンストップサービス導入に向けた特定個人情報保護評価書の見直し作業に伴う修正
平成30年2月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		サービス検索・電子申請機能 ※追加	事前	子育てワンストップサービス導入に向けた特定個人情報保護評価書の見直し作業に伴う修正
平成30年2月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第一項 別表第一の8項、94項	番号法第9条第1項、別表第一の第8項、94項 別表第一主務省令第8条、68条	事後	子育てワンストップサービス導入に向けた特定個人情報保護評価書の見直し作業に伴う修正
平成30年2月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる 情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条及び別表第二の13項、116項	番号法第19条 別表第二の第13項、116項 別表第二主務省令第10条の3、59条の2	事後	子育てワンストップサービス導入に向けた特定個人情報保護評価書の見直し作業に伴う修正
平成30年2月23日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	学校教育課長 山本 欽也	学校教育課長 岩木 秀人	事後	重要な変更該当しないため
平成30年2月23日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	平成30年2月23日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
平成30年2月23日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	平成30年2月23日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
平成30年2月23日	公表日	平成27年10月1日	平成30年2月23日	事後	
平成31年3月29日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年2月23日 時点	平成31年3月25日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
平成31年3月29日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年2月23日 時点	平成31年3月25日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
平成31年3月29日	公表日	平成30年2月23日	平成31年3月29日	事後	